

第六二回

参第九号

国民年金法の一部を改正する法律（案）

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十六条の二」に、「第四十八条」を「第四十八条の二」に改める。

第四条の見出し中「年金額及び」及び同条第一項を削り、第二項を同条とする。

第十条第一項各号列記以外の部分中「二十五年」を「二十年」に改め、同項ただし書中「その者が第二十九条の三第二号に該当するか又は」を「その者の」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（年金額の調整）

第十六条の二 この法律の規定により支給すべき年金たる給付（以下「年金給付」という。）で次項の規定による年金調整率の最初の告示の日の属する年の翌年の二月以降の分の額は、この法律の他の規定に定める額又は他の規定により算出された額に前年（一月の月分については、前前年）に告示された年金調整率を乗じて得た額とする。

2 厚生大臣は、毎年十一月末日までに、年金調整率を告示するものとする。

3 前項の年金調整率を算出する方法は、政令で定める物価及び政令で定める労働者の平均給与額の変動率（昭和四十五年十月におけるそれぞれの数値として厚生大臣が告示したものに比し変動した率をいう。）を用いて政令で定める。

第十七条中「年金たる給付（以下「年金給付」という。）」を「年金給付」に改める。

第十八条に次の一項を加える。

4 年金給付は、その額が二千元（第五十六条の障害年金、第六十一条の母子年金、第六十四条の三の準母子年金及び第七十九条の二の老齢年金にあつては、千五百円）未満である場合には、前項の規定にかかわらず、政令で定める時期に支払うことができる。

第二十一条第二項中「母子年金」を「障害年金、母子年金」に改める。

第二十四条中「除く。）」の下に「のうち第二十七条第二号及び第三号に定める額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分」を加える。

第二十五条中「及び」を「のうち第二十七条第二号及び第三号に定める額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分並びに」に改める。

第二十六条中「二十五年」を「二十年」に、「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第二十七条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 二十四万円

第二十八条を次のように改める。

（日本国民でなくなつた場合の年金額の改定）

第二十八条 老齢年金（第七十九条の二の老齢年金を除く。）の受給権者が日本国民でなくなつたときは、日本国民でなくなつた日の属する月の翌月から、その者に支給すべ

き老齢年金の額を前条第二号及び第三号に定める額を合算した額に改定する。

第二十八条の二第一項中「六十五歳」を「六十歳」に改め、同条第三項第一号中「七十歳」を「六十五歳」に改め、同条第四項ただし書中「六十六歳」を「六十一歳」に改める。

第二十九条を第二十八条の三とし、第三章第二節第一款中同条の次に次の四条を加える。
(支給停止)

第二十八条の四 老齢年金（第七十九条の二の老齢年金以外のものにあつては、第二十七条第一号に定める額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分。以下第二十九条までにおいて同じ。）は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、その支給を停止する。

一 公的年金給付（恩給法による増加恩給、これに併給される普通恩給、同法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料その他政令で定めるこれらに準ずる給付であつて、廃疾又は死亡を事由として政令で定める者に支給されるものを除き、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による年金たる給付並びに国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）及び同法に基づく条例並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）に基づく条例の規定による年金たる補償を含む。）を受けるとき。

二 監獄、労役場その他これに準ずる施設に拘禁されているとき。

三 日本国内に住所を有しないとき。

2 前項第一号に規定する給付が、その全額につき支給を停止されているときは、同項の規定を適用しない。

3 第一項の規定により支給を停止される老齢年金の額が、同項第一号に規定する給付の額（その給付が、その額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額）をこえるときは、そのこえる部分については、同号の規定にかかわらず、その支給を停止しない。この場合における同号に規定する給付の額の計算方法は、政令で定める。

第二十八条の五 老齢年金は、受給権者の前年の所得が、受給権者が前年の十二月三十一日において生計を維持した受給権者又はその配偶者の子、孫又は弟妹であつて義務教育終了前（十五歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続いて中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する間を含む。以下同じ。）であるか又は二十歳未満で別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるものの有無及び数に応じて、政令で定める額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月まで、政令の定めるところにより、その全部又は一部の支給を停止する。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第二十八条の六 老齢年金は、受給権者の配偶者の前年の所得又は受給権者の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で主として当該受給権者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月まで、政令の定めるところにより、その全部又は一部の支給を停止する。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第二十九条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の四月までの老齢年金については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得を理由とする第二十八条の五又は前条の規定による支給の停止は、行なわない。

2 前項の規定により支給の停止が行なわれなかつた場合において、次の各号に当該するときは、それぞれ当該各号に規定する老齢年金で同項に規定する期間に係るものは、当該被災者が損害を受けた月にさかのぼつて、当該支給の停止が行なわれなかつた部分の支給を停止する。

一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持した当該被災者又はその配偶者の子、孫又は弟妹であつて義務教育終了前であるか又は二十歳未満で別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるものの有無及び数に応じて、第二十八条の五第一項に規定する政令で定める額をこえること。 当該被災者に支給する老齢年金

二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条第一項に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者の配偶者又は当該被災者を扶養義務者とする者に支給する老齢年金

3 前項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、第二十八条の五第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例により、前項第二号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、前条第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

第二十九条の三各号列記以外の部分中「六十五歳」を「六十歳」に改め、同条第一号中「二十五年」を「二十年」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 削除

第二十九条の四中「、第二十七条」を「それぞれ第二十七条第二号及び第三号」に改め、「計算した額」の下に「を合算した額」を加える。

第二十九条の五を次のように改める。

第二十九条の五 削除

第三十条第一項第二号中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第三十条の二第一項及び第二項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第三十三条第一項を次のように改める。

障害年金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。

- 一 二十四万円
- 二 廃疾認定日の属する月の前月までの被保険者期間に係る廃疾認定日の前月における保険料納付済期間及び保険料免除期間につきそれぞれ第二十七条第二号及び第三号の例によつて計算した額

第三十三条第二項中「一万二千元」を「次の各号に定める額」に改め、同項に次の二号を加える。

- 一 四万八千元
- 二 三万六千元に受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた配偶者（老齢年金の受給権者を除く。）十八歳未満の子又は二十歳未満で別表に定める廃疾の状態にある子の数を乗じて得た額

第三十三条の次に次の一条を加える。

第三十三条の二 受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が生まれたときは、前条第二項第二号の規定の適用については、その子は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなし、その生まれた日の属する月の翌月から、障害年金の額を改定する。

2 前条第二項第二号に規定する配偶者又は子のうちの一人若しくは二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた配偶者又は子の数に応じて、障害年金の額を改定する。

- 一 死亡したとき。
- 二 受給権者による生計維持の状態がやんだとき。
- 三 配偶者が、老齢年金の受給権者になつたとき。
- 四 配偶者が、離婚をしたとき。
- 五 子が、婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしたとき。
- 六 子が、受給権者の配偶者以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。次号を除き、以下同じ。）となつたとき。
- 七 養子が、離縁をしたとき。
- 八 子が、十八歳に達したとき。ただし、別表に定める廃疾の状態にあるときを除く。
- 九 別表に定める廃疾の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳未満であるときを除く。
- 十 子が、二十歳に達したとき。

第三十四条の次に次の一条を加える。

(日本国民でなくなつた場合の年金額の改定)

第三十四条の二 第二十八条の規定は、障害年金について準用する。この場合において、同条中「前条第二号及び第三号に定める額を合算した額」とあるのは、「第三十三条第一項第二号に定める額(廃疾の程度が別表に定める一級に該当する者にあつては、同号に定める額に同条第二項第一号に定める額を加算した額)」と読み替えるものとする。第三章第三節中第三十六条の次に次の一条を加える。

第三十六条の二 第二十八条の四から第二十九条までの規定は、障害年金について準用する。この場合において、第二十八条の四第一項各号列記以外の部分中「第二十七条第一号に定める額」とあるのは、「第三十三条第一項第一号に定める額(廃疾の程度が別表に定める一級に該当する者にあつては、同号に定める額に同条第二項第二号に定める額を加算した額)」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により第二十八条の四第二項の規定を準用する場合において同項に規定する支給の停止が第三十六条に規定する給付が行なわれることによるものであるときは、障害年金の支給を停止する。

3 障害年金(第五十六条の障害年金以外のものにあつては、第三十三条第一項第一号に定める額(廃疾の程度が別表に定める一級に該当する者にあつては、同号に定める額に同条第二項第二号に定める額を加算した額)に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分)は、受給権者が少年院その他これに準ずる施設に収容されているときは、その収容されている期間、その支給を停止する。

第三十七条第一項第二号中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第三十八条を次のように改める。

(母子年金の額)

第三十八条 母子年金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。

一 二十四万円

二 夫の死亡した日の属する月の前月までの妻の被保険者期間に係る当該死亡日の前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間につきそれぞれ第二十七条第二号及び第三号の例によつて計算した額

三 三万六千円に受給権者がその権利を取得した当時前条第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子の数を乗じて得た額

第三十九条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「前条第三号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項各号列記以外の部分中「第一項の規定によりその額が加算された母子年金については、」を「前条第三号に規定する」に、「年金額」を「母子年金の額」に改め、同項第二号中「(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)」を削り、同項第三号中「(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を削り、同項を同条第二項とし、同条に次の

一項を加える。

3 第二十八条の規定は、母子年金について準用する。この場合において、同条中「前項第二号及び第三号」とあるのは、「第三十八条第二号」と読み替えるものとする。

第四十条第二項中「第三項」を「第二項」に改める。

第四十一条第二項を次のように改める。

2 母子年金（第六十一条の母子年金以外のものにあつては、第三十八条第一号及び第三号に定める額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分）は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、その支給を停止する。

一 第二十八条の四第一項第一号に規定する公的年金給付を受けることができるとき。

二 第二十八条の四第一項第二号若しくは第三号に該当し、又は婦人補導院に収容されているとき。

第四十一条に次の三項を加え、同条を第四十条の二とする。

3 母子年金は、当該夫の死亡について、公的年金給付を受けることができる者があるときは、その間、第三十八条第二号に定める額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額の三分の一に相当する部分の支給を停止する。

4 第二項第一号又は前項に規定する公的年金給付が、その全額につき支給を停止されているときは、第二項又は前項の規定を適用しない。ただし、その支給の停止が第一項に規定する給付が行なわれることによるものであるときは、この限りでない。

5 第二項の規定により支給を停止されるべき額が、同項第一号の公的年金給付の額（その給付が、その額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額）をこえるときは、そのこえる部分については、同号の規定にかかわらず、その支給を停止しない。この場合における同号の公的年金給付の額の計算方法は、政令で定める。

第四十一条の二の前に次の一条を加える。

第四十一条 母子年金（第六十一条の母子年金以外のものにあつては、第三十八条第一号及び第三号に定める額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分。以下第三項において同じ。）は、受給権者と生計を同じくする義務教育終了後（十五歳に達した日の属する学年の末日後をいい、同日以後引き続いて中学校又は盲学校、聾校^{ろう}学若しくは養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する間を除く。以下同じ。）の子又は夫の子のうち、前年における所得が最も多額であつた者の同年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第二十八条の六第一項に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月まで、政令の定めるところにより、その全部又は一部の支給を停止する。

2 前項に規定する所得の範囲及びその計算方法は、政令で定める。

3 第二十八条の五及び第二十九条の規定は、母子年金について準用する。この場合にお

いて、第二十九条第一項中「前条」とあるのは「第四十一条第一項」と、同条第二項第二号中「配偶者又は当該被災者を扶養義務者とする者」とあるのは「母又は父の妻」と読み替えるものとする。

第四十一条の二第一項第二号中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第四十一条の三第一項中「第三十八条から第四十一条まで」を「第二十八条、第二十八条の五、第二十九条、第三十八条、第三十九条第一項及び第二項、第四十条の二並びに第四十一条第一項及び第二項」に改め、同項に後段として次のように加え、同条第二項中「前項において準用する第三十九条第一項の規定によりその額が加算された準母子年金については、同条第三項」を「準母子年金は、前項において準用する第三十九条第二項」に改める。

この場合において、第二十八条中「前条第二号及び第三号に定める額を合算した額」とあるのは「第四十一条の三第一項において準用する第三十八条第二号に定める額」と、第二十八条の五並びに第二十九条第一項及び第二項中「老齢年金」とあるのは「準母子年金（第六十四条の三の準母子年金以外のものにあつては、第四十一条の三第一項において準用する第三十八条第一号及び第三号に定める額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分）」と、同条第一項中「前条」とあるのは「第四十一条の三第一項において準用する第四十一条第一項」と、同条第二項第二号中「配偶者又は当該被災者を扶養義務者とする者」とあるのは「祖母又は姉」と読み替えるものとする。

第四十一条の四第一項中「支給の要件となり、又はその」及び「及び第三十九条第一項」を削り、同条第二項中「第三十九条第一項」を「第三十八条第三号」に改め、同条第五項中「準母子年金の支給の要件となり、又はその」を「準母子年金の」に、「弟妹が支給の要件となり、又は」を「弟妹が」に改める。

第四十一条の五第一項中「支給の要件となり若しくはその」及び「支給され若しくは」を削り、同条第二項中「支給の要件となり、又はその」を削り、「第三十九条」を「第三十八条第三号」に改める。

第四十三条を次のように改める。

（年金額）

第四十三条 遺児年金額は、次の各号に定める額を合算した額とする。

- 一 十六万円
- 二 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間につきそれぞれ第二十七条第二号及び第三号の例によつて計算した額の三分の二に相当する額

第四十四条第一項中「四千八百円」を「三万六千円」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 第二十八条の規定は、遺児年金について準用する。

第四十七条第一項中「支給され、又は」を削り、同条第二項中「第六十五条又は第六十六条第二項」を「第四十条の二第二項（第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。）第四十一条第一項（第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第四十一条第三項若しくは第四十一条の三第一項において準用する第二十八条の五」に、「第六十七条」を「第四十一条第三項又は第四十一条の三第一項において準用する第二十九条」に改め、同条第三項中「第六十五条第三項から第五項まで」を「第四十条の二第二項及び第五項（第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。）第四十一条第一項又は同条第三項若しくは第四十一条の三第一項において準用する第二十八条の五」に改め、同項を第五項とし、同項の前に次の二項を加える。

3 第一項に規定する母子年金又は準母子年金が、第四十条の二第二項、第四十一条第一項若しくは同条第三項において準用する第二十八条の五又は第四十一条の三第一項において準用するこれらの規定により、それぞれ第三十八条第一号及び第三号に定める額を合算した額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分又は第四十一条の三第一項において準用するこれらの規定に定める額を合算した額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分の全部につき支給を停止されるべきものであるときは、第四十三条第一号に定める額（第一項に規定する遺児年金の受給権者が二人以上であるときは、同号に定める額に当該受給権者のうち一人を除いた子一人につき三万六千円を加算した額を当該受給権者の数で除して得た額。以下次項において同じ。）に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分については、第一項の規定による支給の停止は行なわない。

4 第一項に規定する母子年金又は準母子年金が、第四十四条の二第二項第一号及び第五項、第四十一条第一項若しくは同条第三項において準用する第二十八条の五又は第四十一条の三第一項において準用するこれらの規定により、それぞれ第三十八条第一号及び第三号に定める額を合算した額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分又は第四十一条の三第一項において準用するこれらの規定に定める額を合算した額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分の一部につき支給を停止されるべきものであり、かつ、第一項に規定する遺児年金のうち第四十三条第一号に定める額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分の額が当該母子年金又は準母子年金の停止されるべきでない部分（第三十八条第一号及び第三号に定める額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額又は第四十一条の三第一項において準用するこれらの規定に定める額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分に限る。）の額（当該遺児年金の受給権者が二人以上であるときは、その額をその受給権者の数で除して得た額）をこえるときは、そのこえる部分については、第一項の規定による支給の停止は行なわない。

第三章第四節第二款中第四十八条の次に次の一条を加える。

第四十八条の二 遺児年金は、受給権者の前年の所得が第二十八条の五第一項で規定する政令で定める額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月まで、政令の定めるところにより、第四十三条第一号に定める額（当該父又は母の死亡について遺児年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、同号に定める額にその子のうち一人を除いた子一人につき三万六千円を加算した額をその子の数で除して得た額。以下次項において同じ。）に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額の全部又は一部につき支給を停止する。

2 遺児年金のうち第四十三条第一号に定める額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分は、受給権者が少年院その他これに準ずる施設に收容されているときは、その收容されている期間、その支給を停止する。

3 第二十八条の四、第二十八条の六及び第二十九条の規定は、遺児年金について準用する。この場合において、第二十八条の四第一項中「第七十九条の二の老齢年金以外のものにあつては、第二十七条第一号に定める額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分」とあるのは「第四十三条第一号に定める額（当該父又は母の死亡について遺児年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、同号に定める額にその子のうち一人を除いた子一人につき三万六千円を加算した額をその子の数で除して得た額）に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分に限る」と、第二十九条第一項中「第二十八条の五」とあるのは「第四十八条の二第一項」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により第二十八条の四第二項の規定を準用する場合において同項に規定する支給の停止が第四十条の二第一項に規定する給付が行なわれることによるものであるときは、遺児年金の支給を停止する。

第四十九条第一項ただし書中「、又は第二十八条の規定により老齢年金の支給を受けていたとき」を削り、同項第二号中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第五十条を次のように改める。

（年金額）

第五十条 寡婦年金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。

一 十六万円

二 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間につきそれぞれ第二十七条第二号及び第三号の例によつて計算した額の三分の二に相当する額

第五十条の次に次の一条を加える。

（日本国民でなくなつた場合の年金額の改定）

第五十条の二 第二十八条の規定は、寡婦年金について準用する。

第五十二条中「第四十一条第一項」を「第四十条の二第一項」に改め、同条に次の二項

を加える。

2 第二十八条の四から第二十九条までの規定は、寡婦年金について準用する。この場合において、第二十八条の四第一項中「第七十九条の二の老齢年金以外のものにあつては、第二十七条第一号に定める額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分」とあるのは、「第五十条第一号に定める額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分に限る」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により第二十八条の四第二項の規定を準用する場合において同項に規定する支給の停止が第四十条の二第一項に規定する給付が行なわれることによるものであるときは、寡婦年金の支給を停止する。

第五十二条の四の表を次のように改める。

死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間	金額
三年以上五年未満	一五、〇〇〇円
五年以上一〇年未満	二一、〇〇〇円
一〇年以上一五年未満	四二、〇〇〇円
一五年以上二〇年未満	六三、〇〇〇円
二〇年以上二五年未満	八四、〇〇〇円
二五年以上三〇年未満	一〇八、〇〇〇円
三〇年以上三五年未満	一三二、〇〇〇円
三五年以上	一五六、〇〇〇円

第五十六条の二第一項及び第二項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第五十七条第一項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第五十八条中「三万二千四百円」を「二十四万円」に改め、同条の次に次の三項を加える。

2 障害福祉年金の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた配偶者、義務教育終了前の子又は二十歳未満で別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にある子があるときは、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に配偶者又はその子一人につき三万六千円を加算した額とする。

3 第三十三条の二第一項の規定は、前項の場合に準用する。

4 第二項に規定する配偶者又は子のうち一人若しくは二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた配偶者又は子の数に応じて、障害福祉年金の額を改定する。

一 第三十三条の二第二項第一号から第七号まで又は第十号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 義務教育終了前の子でなくなつたとき。ただし、別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときを除く。

三 別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にある子について、その事情がや

んだとき。ただし、その子が義務教育終了前であるときを除く。

第六十一条第一項各号列記以外の部分中「(十五歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続いて中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する間を含む。以下同じ。)」を削る。

第六十二条を次のように改める。

(母子福祉年金の額)

第六十二条 母子福祉年金の額は、二十四万円に、妻が母子年金の受給権を取得した当時前条第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子一人につき三万六千円を加算した額とする。

第六十三条第一項を削り、同条第二項中「第二項」を「第一項」に、「前項」を「前条」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項各号列記以外の部分中「第一項の規定によりその額が加算された母子福祉年金については、」を「前条に規定する」に、「年金額」を「母子福祉年金の額」に改め、同項第一号中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十四条第一項中「第三項」を「第二項」に改める。

第六十四条の二中「第四十一条第二項」を「第四十条の二第三項」に改める。

第六十四条の五第一項中「支給の要件となり、又はその」及び「及び第六十三条第一項」を削り、「これら」を「同条」に改め、同条第三項中「その支給の要件となり、又は」を削る。

第六十四条の六第二項中「支給の要件となり又はその」及び「支給され又は」を削る。

第六十五条から第六十七条までを次のように改める。

第六十五条から第六十七条まで 削除

第七十五条第五項第二号を次のように改める。

二 削除

第七十六条中「第二十八条第一項、」を削り、同条中「二十五年」を「二十年」に改め、同条の表中

「	大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	(三十五歳をこえ、三十六歳をこえない者)	二十年
	大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	(三十四歳をこえ、三十五歳をこえない者)	二十一年
	昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	(三十三歳をこえ、三十四歳をこえない者)	二十二年
	昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	(三十二歳をこえ、三十三歳をこえない者)	二十三年
	昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	(三十一歳をこえ、三十二歳をこえない者)	二十四年

を削る。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条 削除

第七十八条第一項中「六十五歳」を「六十歳」に改め、同条第二項中「第二十九条」を「第二十八条の三」に、「七十歳」を「六十五歳」に改め、同条第五項中「第二十八条及び」を削る。

第七十九条の二第一項中「七十歳」を「六十歳」に改め、同条第三項中「二万四百円」を「二十四万円」に改め、同条第四項中「第二十九条」を「第二十八条の三」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第六十五条第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第六十六条第一項、第三項及び第四項、第六十七条並びに」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を削る。

第七十九条の三第一項から第四項まで中「七十歳」を「六十歳」に改める。

第七十九条の四第一項中「七十歳」を「六十歳」に改める。

第七十九条の五中「七十歳」を「六十歳」に改める。

第八十条第二項中「七十歳に」を「六十歳に」に改める。

第八十一条第三項から第五項まで中「七十歳」を「六十歳」に改める。

第八十二条第三項中「七十歳」を「六十歳」に改める。

第八十二条の二第二項中「七十歳」を「六十歳」に改める。

第八十五条第一項中「当該年度において納付された保険料（第九十四条第二項の規定により納付されたものとみなされる保険料を除く。）の総額と、当該年度の前年度に属する月の保険料で第八十九条又は第九十条の規定により納付することを要しないものとされたものの総額とを合算した額の二分の一に相当する額」を「次に掲げる額」に改め、同項に次の三号を加える。

- 一 当該年度において納付された保険料（第九十四条第二項の規定により納付されたものとみなされる保険料を除く。）の総額の二分の一に相当する額
- 二 当該年度の前年度に属する月の保険料で第八十九条又は第九十条の規定により納付することを要しないものとされたものの総額の二分の一に相当する額
- 三 当該年度における年金（障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金を除く。）の給付に要する費用。ただし、第二十七条第二号及び第三号（第二十九条の四において例による場合を含む。）、第三十三条第一項第二号、第三十三条第二項第一号、第三十八条第二号、第四十三条第二号並びに第五十条第二号に定める額に第十六条の二第一項の例により年金調整率を乗じて得た額に相当する部分の給付に要する費用を除く。

第九十三条第五項中「第一項」の下に「第一号」を加える。

第一百七条第二項中「母子年金」を「障害年金、母子年金」に、「が支給され、若しくはその額が加算されている」を「の額の加算の対象となつている」に改める。

附則第九条の三第二項を削り、同条第三項から第六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第七項中「第二十九条」を「第二十八条の三」に改め、同項を同条第六項とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

(従前の年金給付の額の改定)

第二条 この法律の施行の際現に老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金又は遺児年金（以下「年金」という。）を受け権利を有する者に支給する当該年金給付については、この法律の施行の日の属する月の翌月（この法律の施行の日が月の初日であるときは、その属する月）から、その額をこの法律による改正後の国民年金法（以下「新法」という。）第二十七条、第七十九条の二第三項、第三十三条、第五十八条、第三十八条（新法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。）第六十二条（新法第六十四条の四において準用する場合を含む。以下第四項において同じ。）又は第四十三条の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。ただし、日本国民でない者に支給する当該年金給付については、この法律による額の改定は行なわない。

2 前項の規定により新法第三十三条第二項第二号の規定を適用する場合において、同号に規定する配偶者又は子のうち、この法律の施行の際当該障害年金の受給権者によつて生計を維持している配偶者（老齢年金の受給権者である者を除く。）十八歳未満の子又は二十歳未満で新法別表に定める廃疾の状態にある子でない者は、同号に規定する配偶者又は子の数に算入しない。

3 第一項の規定により新法第三十八条第三号の規定を適用する場合において、同号に規定する子のうち、当該受給権者が受給権を取得した後この法律の施行の日の前日までにこの法律による改正前の国民年金法（以下「旧法」という。）第三十九条第三項各号のいずれかに該当した者は、新法第三十八条第三号に規定する子の数に算入しない。

4 第二項の規定は障害福祉年金について新法第五十八条第二項の規定を適用する場合に、前項の規定は準母子年金又は母子福祉年金について新法第四十一条の三第一項において準用する新法第三十八条第三号又は第六十二条の規定を適用する場合に準用する。ただし、この法律の施行の際現に準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつている者については、この限りでない。

(この法律施行以前の年金等の額)

第三条 老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金の額でこの法律の施行の日の属する月（この法律の施行の日が月の初日であるときは、その属する月の前月）以前の月分のもの並びに死亡一時金でこの法律の施行の日においてまだ支給していないものの額については、なお従前の例による。

(年齢に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に老齢年金を受け権利を有しない者でこの法律の施行の日において六十歳をこえるものは、新法の規定の適用については、この法律の施行の

日に六十歳に達したものとみなす。

- 2 前項の規定により新法第七十八条第一項の規定によつて支給される老齢年金を受ける権利を取得した者について同条第二項の規定を適用する場合には、同項中「受給権者が六十五歳に達したときは、」とあるのは、「この法律の施行の日から五年を経過した日に」と読み替えるものとする。

(年金の支給停止に関する経過措置)

第五条 新法第二十八条の四(新法第三十六条の二第一項及び第四十八条の二第三項において準用する場合を含む。)及び第四十条の二第二項から第五項まで(新法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日が月の初日であるときは、その属する月以降の月分の年金について適用し、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金の受給権者が旧法第六十五条第四項に規定する給付を受けることができることによるこの法律の施行の日の属する月(この法律の施行の日が月の初日であるときは、その属する月の前月)以前の月分のこれらの年金の支給の停止については、なお従前の例による。

- 2 この法律の施行の際現に障害年金(障害福祉年金を除く。)母子年金(母子福祉年金を除く。)又は遺児年金を受ける権利を有する者に支給する年金給付について新法第三十六条の二第一項若しくは第四十八条の二第三項において準用する新法第二十八条の四、第三十六条の二第三項、第四十条の二第二項(新法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。)又は第四十八条の二第二項の規定を適用する場合において、これらの者に支給する当該年金給付の額は、それぞれ旧法第三十三条ただし書、第三十八条(旧法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。)若しくは第三十九条(旧法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。)又は第四十三条ただし書若しくは第四十四条の規定を適用した場合に支給すべきこととなる額を下ることはない。

第六条 新法第二十八条の五から第二十九条まで(新法第三十六条の二第一項、第四十一条第三項、第四十一条の三第一項及び第四十八条の二第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)第四十一条第一項(新法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。)及び第四十八条の二第一項の規定は、この法律の施行の日の属する年の前年以降の年の所得による年金の支給の停止について適用し、この法律の施行の日の属する年の前前年以前の年の所得による年金の支給の停止については、なお従前の例による。

- 2 この法律の施行の際現に障害年金(障害福祉年金を除く。)母子年金(母子福祉年金を除く。)又は遺児年金を受ける権利を有する者に支給する年金給付について新法第三十六条の二第一項、第四十一条第三項、第四十一条の三第一項若しくは第四十八条の二第三項において準用する新法第二十八条の五から第二十九条まで、第四十一条第一項(新法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。)又は第四十八条の二第

一項の規定を適用する場合において、これらの者に支給する当該年金給付の額は、それぞれ旧法第三十三条ただし書、第三十八条（旧法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十九条（旧法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第四十三条ただし書若しくは第四十四条の規定を適用した場合に支給すべきこととなる額を下ることはない。

第七条 夫及び妻がともに老齢福祉年金を受けることができることによるこの法律の施行の日の属する月（この法律の施行の日が月の初日であるときは、その属する月の前月）以前の月分の当該老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

（国庫負担に関する経過措置）

第八条 新法第八十五条第一項第三号の規定による国庫の負担は、この法律の施行の日の属する月の翌月（この法律の施行の日が月の初日であるときは、その属する月）以降に支給すべき給付に要する費用について行なうものとする。

（障害年金の併給の調整に関する暫定措置）

第九条 当分の間、新法第三十二条第一項中「その間」とあるのは「第二十条及び前条第二項の規定にかかわらず、その間」と、「障害年金を支給する」とあるのは「障害年金及び従前の障害年金を支給する」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「第二十条及び前条第二項」と、「障害年金を支給する」とあるのは「障害年金及び従前の廃疾を併合しない廃疾の程度による障害年金を支給する」と読み替えるものとする。

第十条 この法律の施行の際現に旧法第三十二条第一項（旧法第五十七条第三項及び第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による障害年金を受ける権利を有する者については、当分の間、新法第二十条及び第三十一条第二項の規定にかかわらず、当該障害年金のほか、その者が旧法第三十一条第一項に規定する事由に該当するに至った当時その者が同項に規定する事由に該当するに至らなかつたものとした場合に支給すべき障害年金を、この法律の施行の日の属する月の翌月（この法律の施行の日が月の初日であるときは、その属する月）からこの法律の施行の際現に受ける権利を有する障害年金を支給すべき期間が終了するまで、支給する。

2 この法律の施行の際現に旧法第三十二条第二項（旧法第五十七条第三項及び第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による障害年金を受ける権利を有する者については、当分の間、新法第二十条及び第三十一条第二項の規定にかかわらず、当該障害年金のほか、その者が旧法第三十一条第一項に規定する事由に該当するに至った当時その者が有していた障害年金の受給権を有していなかつたものとした場合に支給すべき障害年金を、この法律の施行の日の属する月の翌月（この法律の施行の日が月の初日であるときは、その属する月）からこの法律の施行の際現に受ける権利を有する障害年金を支給すべき期間が終了するまで、支給する。

（年金の支給停止に関する暫定措置）

第十一条 障害年金（新法第三十一条第一項の規定により支給すべき障害年金を除く。）

母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金が、新法第三十六条、第四十条の二第一項（新法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。）第四十六条及び第五十二条第一項の規定により、期間を定めてその支給を停止されるべき場合において、これらの年金の額が当該年金の支給の原因となつた傷病又は死亡について受ける労働基準法の規定による障害補償又は遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付の年額（年額が定められていないときは、年額に相当する額として政令で定める額）をこえるときは、当分の間、そのこえる部分については、これらの規定にかかわらず、その支給を停止しない。

（任意脱退者の再加入の特例）

第十二条 この法律の施行前に旧法第十条第一項本文の規定により被保険者の資格を喪失した者（同条第三項の規定により被保険者とならなかつたものとみなされる者を含む。以下「任意脱退者」という。）であつて、新法第七条第二項第一号から第三号までのいずれにも該当せず、かつ、再び被保険者の資格を取得することにより新法第二十六条又は第二十九条の三に定める要件を満たすことができることとなるものは、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。ただし、日本国民でない者又は日本国内に住所を有しない者は、この限りでない。

- 2 前項の規定により被保険者となることができない任意脱退者であつて、新法第七条第二項第一号から第三号までのいずれにも該当せず、かつ、当該資格を喪失した日からこの法律の施行の日までの期間（旧法第七条第二項第一号又は第一号の二のいずれかに該当した期間を除く。）が保険料納付済期間であつたとしたならば、再び被保険者の資格を取得することにより新法第二十六条又は第二十九条の三に定める要件を満たすことができることとなるものは、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。ただし、日本国民でない者又は日本国内に住所を有しない者は、この限りでない。
- 3 第一項及び前項の申出は、この法律の施行の日から起算して、三月以内に行なわなければならない。
- 4 第一項及び第二項の申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。
- 5 第二項の申出をした者は、この法律の施行の日から起算して二年以内に、当該資格を喪失した日の属する月から当該申出をした日の属する月の前月までの期間であつて、その者の旧法第七条第二項第一号又は第一号の二に該当した期間以外のものの各月につき政令で定める額を納付することができる。
- 6 新法第十三条第一項の規定は第一項又は第二項の申出があつた場合に、新法第九条の規定は第一項又は第二項の規定による被保険者について準用する。
- 7 第五項の規定による納付は、さきに経過した月の分から順次に行なうものとする。
- 8 第五項の規定により納付が行なわれたときは、納付が行なわれた日に納付に係る月の

保険料が納付されたものとみなす。

9 前項の規定により保険料が納付されたものとみなされた月は、新法の規定の適用については保険料納付済期間とみなす。

(任意加入の特例)

第十三条 明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までの間に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえ、五十五歳をこえない者）であつて、昭和三十六年四月一日において被保険者とならなかつたもののうち、新法第七条第二項第一号から第三号までのいずれにも該当しない者は、同項及び新法第七十四条の規定にかかわらず、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。ただし、その者が、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 日本国民でないとき。

二 日本国内に住所を有しないとき。

三 被用者年金各法に基づく通算老齢年金若しくは通算退職年金を受けることができるとき、又はこれらの年金の受給資格要件たる期間を満たしているとき。

2 前項の申出は、この法律の施行の日から起算して六月以内に行なわれなければならない。ただし、同項の規定による被保険者が、新法第七条第二項第一号に該当するに至つたため被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合において行なう申出は、その者が同号に該当しなくなつた日から起算して三月以内に行なわれなければならない。

3 第一項の申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。

4 新法第十三条第一項の規定は、第一項の申出があつた場合に準用する。

5 第一項の規定による被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

6 第一項の規定による被保険者は、新法第九条各号（第四号を除く。）及び次の各号のいずれかに該当するに至つた日（第二号又は第三号に該当するに至つたときは、その日の翌日）に被保険者の資格を喪失する。

一 新法第七条第二項第一号に該当するに至つたとき。

二 前項の申出が受理されたとき。

三 保険料を滞納し、新法第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

四 被保険者期間と昭和三十六年四月一日以降の他の公的年金制度に係る通算対象期間とを合算した期間が十年に達したとき。

五 被保険者期間が四年に達したとき。

7 第一項の規定による被保険者の保険料の額は、新法第八十七条第三項及び国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第九十二号）附則第十三条の規定にかかわらず、政令で定める額とする。

第十四条 前条第一項の規定により被保険者となつた者の保険料納付済期間が四年に達し

たときは、新法第二十六条に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に、五年間、老齢年金を支給する。

2 前項の規定により支給する老齢年金は、通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）第五条の規定の適用については、新法第七十八条第一項の規定によつて支給される老齢年金とみなす。

（船員保険法の一部改正）

第十五条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の二第一号イ中「二十五年」を「二十年」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 削除

（厚生年金保険法の一部改正）

第十六条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の三第一号イ中「二十五年」を「二十年」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 削除

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第十七条 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の二第二項第一号中「二十五年」を「二十年」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 削除

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第十八条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の三第二項第一号中「二十五年」を「二十年」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 削除

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第十九条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七十九条の二第二項第一号中「二十五年」を「二十年」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 削除

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二十条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第八十二条第二項第一号中「二十五年」を「二十年」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 削除

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第二十一条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「支給額」の下に「(政令で定める法令による給付については、政令で定める額)」を加える。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十二条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条第二項、附則第二十六条第二項、附則第三十二条第三項及び附則第四十二条第六項中「第六十五条第二項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)」を「第二十八条の四第二項(同法第三十六条の二第一項、第四十八条の二第三項及び第五十二条第二項において準用する場合を含む。)及び第四十条の二第四項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。)」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第四項中「第六十五条第二項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)」を「第二十八条の四第二項(同法第三十六条の二第一項、第四十八条の二第三項及び第五十二条第二項において準用する場合を含む。)及び第四十条の二第四項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。)」に改める。

附則第八条第一項中「当該給付の年額」の下に「(人事院規則で定める法令による年金たる給付については、人事院規則で定める額)」を加える。

附則第十三条第二項、附則第十九条第二項及び附則第二十五条第三項中「第六十五条第二項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)」を「第二十八条の四第二項(同法第三十六条の二第一項、第四十八条の二第三項及び第五十二条第二項において準用する場合を含む。)及び第四十条の二第四項(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。)」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第二十四条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第四項中「第六十五条第二項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)」を「第二十八条の四第二項(同法第三十六条の二第一項、第四十八条の二第三項及び第五十二条第二項において準用する場合を含む。)及び第四十条の二

第四項（同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。）に改める。

附則第八条中「当該給付の年額」の下に「（政令で定める法令による年金たる給付については、政令で定める額）」を加える。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十五条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第六十五条第二項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）」を「第二十八条の四第二項（同法第三十六条の二第一項、第四十八条の二第三項及び第五十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十条の二第四項（同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

理 由

最近における高齢者等の生活実態と物価水準の上昇傾向にかんがみ、年金額の大幅な引上げ、年金の受給年齢の引下げ及び受給要件の緩和を行なうとともに、年金額の調整につきいわゆるスライド制を導入し、国庫負担を増加する等年金による所得保障の充実強化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費
この法律の施行に要する経費は、一兆六千億円である。